

第二期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会条例

(設置)

第1条 本市の中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進する第二期高知市中心市街地活性化基本計画（以下「第二期基本計画」という。）を策定するため、第二期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 第二期基本計画の策定に関する事項
- (2) 中心市街地の活性化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、中心市街地の活性化に関し識見を有する者その他中心市街地に関係する者のうちから市長が委嘱又は任命する委員14人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第二期基本計画の策定についての調査及び審議が終了した日までとする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、所掌事項について専門的に調査及び審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(資料提供その他の協力等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、商工観光部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第二期基本計画の策定についての調査及び審議が終了した日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、同日以後も、なお従前の例による。

(会議の招集に関する特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。